

○内閣府、総務省、法務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省 令第 号

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第五号）第一百条第三項の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

法務大臣 上川 陽子

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年<sup>内閣府、総務省、法務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、</sup>令第一号）の^{経済産業省、国土交通省、環境省、}一

部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「**丑**」を削り、同様式目次記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

- 1 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定による申請書又は第64条第1項第1号の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者について、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 2 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
 - ① 子 会 社 改正法附則第4条第5項に規定する子会社をいう。

- ② 子会社等 改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法（平成7年法律第105号。以下「法」という。）第132条第1項に規定する子会社等をいう。
- ③ 子法人等 保険業法施行令（平成7年政令第425号）第13条の5の2第3項に規定する子法人等をいう。
- ④ 関連法人等 保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等をいう。
- 3 法人の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 4 この様式に掲げる項目のうち該当しないものがあるときは、その表示を省略することができる。
- 5 この様式中「第3 貸借対照表」及び「第4 損益計算書」に注記すべき事項は、「第4 損益計算書」の次に一括して記載することができる。

様 頁

この命令は、公布の日から施行する。